

使用済燃料中間貯蔵施設
新税調査検討特別委員会会議録
(第3回審査)

(令和2年3月11日)

む つ 市 議 会

使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会

(第3回審査)

○開会の日時 令和 2年 3月11日(水) 午前10時00分開議
午後 零時21分散会

○場 所 むつ市議場

○出席委員 (22人)

委員長	齊藤孝昭	副委員長	富岡幸夫
委員	佐藤武	委員	工藤祥子
”	杉浦弘樹	”	富岡直哉
”	村中浩明	”	佐藤広政
”	濱田栄子	”	山本留義
”	東健而	”	野中貴健
”	佐賀英生	”	原田敏匡
”	岡崎健吾	”	浅利竹二郎
”	佐々木肇	”	鎌田ちよ子
”	住吉年広	”	白井二郎
”	佐々木隆徳	”	大瀧次男

○欠席委員 (なし)

○説明のため出席した者

市	長	宮下宗一郎
副市	長	鎌田光治
副市	長	川西伸二
総務部	長	村田尚
企画政策部	長	吉田和久
財務部	長	吉田真
財務部 政策推進	税務調整 監監	樋山政之
民生部	長	中里敬
福祉部	長	瀬川英之
健康づくり推進部	長	佐藤孝悦

子どもみらい部長	須藤勝広
経済部長	佐藤節雄
都市整備部長	光野義厚
川内庁舎所長	二本柳茂
大畑庁舎所長	立花一雄
脇野沢庁舎所長 経済部シテップロモーション推進監	浜田一之
会計管理者	野藤賀範
教育部長	松谷勇
公営企業局長 下水道部長	濱谷重芳
総務部政策推進監	角本力
総務部副理事市長公室長	千代谷賀士子
企画政策部政策推進監 企画調整課長	中村智郎
総務部総務課長 行革推進室長	杉澤一徳
企画政策部 エネルギー戦略課長	一戸義則
企画政策部市民連携課長	野坂武史
財務部財務課長	石橋秀治
財務部税務課長	吉田由佳子
企画政策部 エネルギー戦略課主幹	對馬睦
企画政策部市民連携課主幹	角本昌史
財務部財務課主幹	宮下圭一
財務部税務課主幹	對馬亮子
総務部総務課主任主査	井戸向秀明
企画政策部 エネルギー戦略課主査	佐藤純也
財務部税務課主査	黒滝和也
総務部総務課主事	菊池亘
総務部総務課主事	柏谷諒
財務部税務課主事	山崎翼

○事務局出席者

事務局長	金澤寿々子	総括主幹	青山論
主幹	葛西信弘	主任主査	堂崎亜希子
主査	井田周作		

(午前 10時00分 開議)

○委員長（斉藤孝昭） ただいまから使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は22人で定足数に達しております。

本日は、まず、前回の委員会において予告したとおり、理事者側より、先月22日に開催された「希望のまちづくり市民のつどい」の概要及び前回の委員会開催以降の市の新税に関する取組の経過と現況について報告を受け、各委員からの質疑応答を行った後、議案第26号 むつ市使用済燃料税条例に係る付託議案審査を行いますので、ご了承願います。

なお、各委員からの質疑につきましては、前回同様、まず通告があったものから行い、通告外の質疑及び本日の理事者側からの説明に関する質疑については、事前通告の質疑の後、その他として発言を求めることといたします。

それでは、理事者の説明を求めます。

○委員長（斉藤孝昭） 企画政策部長。

○企画政策部長（吉田和久） おはようございます。それでは、「希望のまちづくり市民のつどい」の開催について、ご報告させていただきます。お手元に配布させていただきました資料1をごらん願います。エフエムアジュールをお聴きの市民の皆様におかれましては、市のホームページにて資料を掲載しておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

1ページ目をお開きください。「希望のまちづくり市民のつどい」の概要として、開催目的と実施状況について、まとめております。開催目的につきましては、これまでご説明しておりますとおり、新税創設の検討プロセスを市民参画の形で進め、新税の用途についても市民ニーズを捉えたものとするため、市民の皆様にとって最も身近な団体である町内会のほか、市政運営に深く関わり、市の様々な施策、計画策定などにおいてご協力をいただいている団体を中心に参加を依頼し、皆様に新税についての理解を深めていただきながら、その必要性を確認し、グループワークを通じて新税の使い道を語っていただく場として開催しております。

実施状況についてであります。開催日時は令和2年2月22日土曜日、14時から16時まで、会場は下北文化会館1階展示ホールにおいて開催いたしました。出席団体数は86団体となり、分野別の内訳は子供・子育てが5団体から6人、健康が2団体から2人、福祉が14団体から15人、産業・経済が11団体から25人、教育・文化・スポーツが6団体から13人、まちづくり・防災が5団体から6人、町内会が41団体から41人、そのほか2団体から2人となっております。地区別の内訳、割合となりますが、旧むつ市が64団体で74.4%、

人数で見ますと85人となり、77.3%となります。川内地区が8団体で9.3%、人数は9人で8.2%となります。大畑地区が8団体で9.3%、人数は9人で8.2%となります。脇野沢地区が5団体で5.8%、人数は5人で4.5%となります。そのほかは1団体で1.2%、人数にして2人で1.8%となります。参加者数は合計で110人となり、そのうち男性が77名、女性が33名となっており、また6名の高校生に参加いただきました。ファシリテーターは青森中央学院大学経営法学部の佐藤淳准教授に務めていただきました。

2ページ目をお開きください。当日の進行について、ご説明いたします。

「希望のまちづくり市民のつどい」では、佐藤淳准教授の進行の元、「みんなで考える20年後のむつ市の未来」というメインテーマで、参加者を20のグループに分け、3つのラウンドごとにテーマについての対話と席替えを繰り返す「ワールドカフェ」を実施いたしました。

3つのラウンドごとのテーマにつきましては、図の右側にお示ししておりますが、ラウンド1のテーマが「むつ市の変わらずずっと守り続けたいこと、困っていること、変えたいことは何ですか。日頃生活していて感じることを具体的にお話してください」、ラウンド2のテーマが「20年後のむつ市の未来について想像してみてください。現在私たちを悩ませている問題が全て解決していたとすると、どのようになっていますか。そこではどのような人が、どんな暮らしをしていますか」、ラウンド3のテーマが「そんな20年後のむつ市の未来を実現するために、今むつ市が取り組まなければならない一歩は何でしょうか。行政が取り組まなければならないことは 市民が取り組まなければならないことは」となっておりまして、それぞれのテーマに基づきテーブルごとにディスカッションをしていただきました。最後に「ワールドカフェ」での議論を踏まえて、参加者の方々が考える20年後のむつ市の未来のために、今行政が、市民が取り組まなければならない一歩について、一人一人、紙にご記入いただきました。

3ページ目をお開きください。当日の様子について、ご報告させていただきます。「希望のまちづくり市民のつどい」では、左上の写真のとおり、高校生も高齢者も無作為にグループ分けを行い、ディスカッションを行いました。年齢も職業も立場も異なる110名の市民の皆様に、笑顔で、時には真剣にまちの未来について語っていただき、どのグループも非常に活発な議論が行われました。右上の写真のとおり、各テーブルに準備したアイデアをつづる模造紙は、おのおのの夢や希望がびっしりと書き込まれました。参加者から、ディスカッション内容の発表は行わなかったのですが、最後に高校生から感想を述べてもらいました。

進行につきましては、全て佐藤淳准教授に委任しており、市民の皆様の議論については市の職員がお手伝いすることではなく、それぞれのテーブルごとに自由に行っていただきました。なお、当日については使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会を代表して、斉藤孝昭委員長にご視察いただいております。

4 ページ目をお開きください。「ワールドカフェ」の冒頭では、宮下市長のこの取組についての思いを述べる場面があり、その中で「これまで市民の皆様から、まちづくりに関するたくさんの要望をいただきながら、厳しい財政状況であるためになんかえることができなかつた」、「新税という財源を得られれば、それらの要望を実現できる可能性が高まる」、「新税創設の一連の取組を通じて、市が自立をして、まちの未来を自己決定できるようにしたい」という趣旨の挨拶をさせていただいております。

また、最後に行った高校生からの感想発表では、「皆さんエネルギーで、学生服を着たら高校に通えるぐらい元気一杯だと思った」、「まちも自立をさせ、成長させることが必要と感じた」、「まちは私たちより長生きする。私たちも頑張るのでむつ市も頑張ってほしい」といった感想や、「高齢者を初め、いろいろな世代の方とまちづくりについて話し合う機会に参加したいと思っていた」、「この集いに参加して、たくさんの方と話し合う経験ができてよかった」という感想をいただきました。大変すばらしい意見で、「希望のまちづくり市民のつどい」の成功を確信させるものでした。

5 ページ目をお開きください。参加者からどのようなご意見をいただいたのか、一部ご紹介いたします。先ほどご説明いたしましたとおり、3つのラウンドに分けて、テーブルごとのディスカッションをしていただいた後、20年後のむつ市の未来のために、今行政が、市民が取り組まなければならない一歩について、一人一人、紙に書いていただきました。その一部を資料に掲載しております。

上の段の左側から紹介しますが、「財政の健全化を目指し、むつ市を豊かにしてほしい」、「その上で道路整備や教育に力を注ぎ、住みやすい、住んでよかったというむつ市にしてほしいと思います」という意見を経済団体の女性からいただきました。次に、上の段の真ん中ですが、「インフラ整備。全てにつながります。人口増も子供増も税収増も、食・医療・教員も、インフラ整備が整っていないと不可能だと思います」、「自立・独立のために、環境整備を。市民意識の変革も促せる」という意見を産業団体の男性からいただきました。次に、その右側、「医療体制の充実。医師不足を解消し、高度医療化を目指してほしい」、「観光施設の充実。下北ジオパークの整備を

進め、観光のまちを目指してほしい」、「教育・子供を守る」との意見を福祉団体の男性からいただきました。

下の段の左側、「大学等のむつ市で働く人が増えるために、人材育成をできる場所を誘致する」、「通学路や歩道などの子供や高齢者の人が安全に移動できる道路を整備する」、「むつ病院の医者の数を増やす」、「若い世代が働ける場所を増やしてほしい」という意見を高校生の男性からいただきました。下の段の真ん中、「財政の安定化。子供たちが学ぶ場・情報の広がりでのこの町でも何かやっていけるという期待感を作っていく」、「年齢など関係なく、心身とも健康人口を増やすことで元気なまちづくりにつながり、他地域からも「いいまちだね」と言われるモデルを目指す。そのためにも行政、市民関係なく、一人一人が主体者になっていく」との意見をまちづくり団体の女性からいただきました。最後に下の段の右側、「小・中学生の給食無料化、医療費無償化」、「大学進学希望者への学費等の一部支援」、「お年寄りが通院・買い物等が容易にできる高齢者住宅の建設とまちのコンパクト化」、「農業、漁業、加工業者がIT等を活用してスマートで、収入の高い生活ができる支援」、「むつ市に来る人を増やす取組の充実」という意見を町内会の男性からいただきました。これらご紹介いたしましたものを含め、参加した市民の皆様から107のご意見をいただいております。

6 ページ目をお開きください。今回いただきましたご意見の施策分野ごとの集計について、ご説明いたします。グラフにお示ししておりますとおり、一番多かった分野は「雇用」で、42件の意見があり、主な意見としては「働く場の創出」、「企業誘致」などがありました。2 番目に多かったのが「インフラ」で、21件の意見があり、主な意見としては「道路整備」、「下北縦貫道」、「コンパクトシティ」などがありました。3 番目に多かったのが「コミュニティ」で、17件の意見があり、主な意見としては「町内会活動の活性化・支援」、「コミュニティ活動の場の確保」などがありました。4 番目に多かったのが「定住」で、16件の意見があり、主な意見としては「人口増加策の検討」、「若者の定着」、「婚活」などがありました。5 番目に多かったのが「産業」で、15件の意見があり、主な意見としては「一次産業を守る・再構築」、「ブランド化」などがありました。6 番目に多かったのが「交通」で、11件の意見があり、主な意見としては「公共交通網の整備」、「高齢者の足の確保」などがありました。

7 ページ目をお開きください。いただいたご意見の今後の市政への反映について、ご説明いたします。先ほど説明いたしましたとおり、今回の「希望のまちづくり市民のつどい」の実施により、市民の皆様からいただいた市政

に対するご意見を集約すると、雇用促進、産業振興、公共交通、定住対策などとなっております。中段に新税検討プロジェクトチームが昨年9月から10月にかけて実施した市民団体アンケートの結果について、お示ししております。一団体につき、優先すべき施策を10個選んでいただいております。結果を見ますと、一番多かったのが「産業・雇用」、次が「健康・福祉」、続いて「教育」、続いて「安全・安心」、続いて「コンパクト・プラス・ネットワーク」、続いて「行財政基盤」、続いて「市民協働・コミュニティ」となっております。今回の「希望のまちづくり市民のつどい」で、参加者の皆様から出していただいたご意見は、20年後のむつ市の未来のために、今行政が、市民が取り組まなければならない一歩というテーマに基づき、グループワークを経て考えていただいたものであり、市民団体アンケートとは意見の聞き方が異なっていることもあり、全く同じにはなりませんでしたが、ご要望の方向性はこれまで市が把握してきたものと一致しているものと認識しております。

具体的に、これまで市が実施してきた市政に関するアンケートの結果から、優先すべき施策として分析したものを、資料の下側にお示ししております。それによりますと、「商工業、農林水産業の振興」、「新たな産業の創出」、「若者や子育て世代の就職・就労支援」、「むつ総合病院の整備を初めとする市内の医療体制の充実」、「子育て世帯への支援として、医療費の助成、保育・託児環境の整備・充実」、「毎日の生活に欠かせない公共交通機関、道路歩道の整備」、「各世代の市民が集える公園や屋内運動施設の整備・充実」について、今後優先して進めるべきとしております。こうしたこれまで市が把握してきた市民の皆様のご要望も含め、今回の取組により得られた今後の財政需要、すなわちむつ市が目指すまちの理想像の実現に向け、財源確保としての新税創設を成し遂げると共に、今後の政策立案や事業実施に反映させていく必要性を改めて認識したところであり、これらを今後、この新税獲得を通じて議員の皆様と達成したいと新税検討プロジェクトチーム一同で考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

8ページ目をお開きください。参考までに、今回の「希望のまちづくり市民のつどい」の新聞記事を掲載しております。これは後ほどごらんいただければと思います。

「希望のまちづくり市民のつどい」の開催についての説明は以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） これより質疑に入ります。

初めに、事前の文書通告による質疑を行います。佐藤武委員。

○委員（佐藤 武） 22日の「希望のまちづくり市民のつどい」のご説明をいただきまして、ありがとうございます。私も参加できなくて、なかなか中身がよくわからなかったのですが、だいたい概要はわかりました。

それで1つ、この「希望のまちづくり市民のつどい」のことについて、お伺いしたいのですが、目的の中に3つあったと思いますけれども、グループワークの中に、プロジェクトチームでの話し合いの中では、「新税についてどう思いますか」という項目が入っていたわけです。これは当然、この3つの目的、「新税についての理解を深める」、「新税の必要性を確認する」、「新税の使い道の夢を語っていただく」というところであれば、第1項目と第2項目に関連する部分だと思えるのですが、実際この「希望のまちづくり市民のつどい」の中では、この項目がないままになされた、と今の説明を私は理解しているのですが、「新税についてどう思いますか」をグループワークの中に入れなかったのはどういう理由でしょうか。

○委員長（齊藤孝昭） 企画政策部長。

○企画政策部長（吉田和久） お答えいたします。

「希望のまちづくり市民のつどい」におけるグループ内での議論の内容につきましても、それぞれ市民の皆様同士で行われたものでございますので、その過程の全てを市が把握しているわけではございません。

また、市では話し合いの結果としまして、それぞれの市民の皆様の20年後のむつ市の未来について、夢をいただいております。意見については先ほどご説明しました5ページのとおりでございますので、ご理解願いたいと思います。

○委員長（齊藤孝昭） 佐藤武委員。

○委員（佐藤 武） ちょっと回答になっていないような気がするのですが、第6回プロジェクトチームで、案ですから変わることがあるわけですが、「新税についてどう思いますか」というグループワークを案の中に入れてあるわけです。当日にそれが行われなかったいきさつ、あるいは理由がどうだったのかということをお伺いしているのです。

○委員長（齊藤孝昭） 企画政策部長。

○企画政策部長（吉田和久） 新税につきましては、市長の前段の中で、新税について思いを語っていただいておりますので、「希望のまちづくり市民のつどい」のグループワークの中では、先ほど言いましたとおり3つのテーマでそれぞれ自由なご意見を語っていただいたということでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（齊藤孝昭） 佐藤武委員。

○委員（佐藤 武） 6回目のプロジェクトチームの中でも、広く市民の意見を聞くことが大事だという、増田氏のご意見もありました。そういうことを考えると、新税の理解を深める、あるいはその必要性を確認するという点については、直接話し合いをしなかったというふうに理解していいのだろうかと思っています。市側から、新税のことについての説明と、その必要性が話されたということだと思います。

やっぱり市民の意見を聞くのは大いに必要だと、私は思っています。そこで、市政に協力的な団体に呼びかけたということで、ずっと進んできているのですが、今後改めて広く開かれた場で、公平公正な市民の団体や、あるいは個人の意見を聞く機会をもっていただきたいと思うのですが、その点はいかがですか。

○委員長（齊藤孝昭） 企画政策部長。

○企画政策部長（吉田和久） お答えいたします。

先の一般質問におきまして、今回の目的で十分達したということでお答えしておりますので、まずは今回、この新税に係る「希望のまちづくり市民のつどい」につきましては、1回で十分だと考えております。

以上でございます。

○委員長（齊藤孝昭） 佐藤武委員。

○委員（佐藤 武） わかりました。これは一応、希望として述べて質疑を終わります。

○委員長（齊藤孝昭） これで通告による質疑を終わります。

次に、その他質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 私、先日の一般質問の中で、「2月22日、安全対策についてどのような議論がありましたか」ということに対して、「なかった」という答弁でしたけれども、今回、使用済み核燃料を搬入貯蔵するという点ではリスクを負うわけです。そういうわけで、最初に渡りましたプロジェクトチーム、この中で原子力安全対策事業として32.3億円の事業費が計上されていますが、どのような中身なのでしょう。市としての考え方をお知らせください。

○委員長（齊藤孝昭） 工藤祥子委員にお伺いしますが、今の議題は「希望のまちづくり市民のつどい」の内容についての質疑になっていますが、今の工藤祥子委員の質疑は税に関することと感じましたが、具体的に「希望のまちづくり市民のつどい」に対して、どういうふうな内容の質疑なのかをもう一度整理してお願いします。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） そうすると、税に対することでは、次の議案第26号

の質疑の中で意見を述べればいいってことでしょうか。

○委員長（斉藤孝昭） それは本人のご判断にお任せします。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） はい、それでは次の機会にします。

○委員長（斉藤孝昭） その他質疑ありませんか。山本留義委員。

○委員（山本留義） 「希望のまちづくり市民のつどい」の中で、市長が冒頭で市民に新税について説明したという話でありますけれども、そのときに新税に関わる金額についても説明したんですか。

○委員長（斉藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 金額については申し上げてございません。

○委員長（斉藤孝昭） 山本留義委員。

○委員（山本留義） そうすれば、金額を説明しないと。その中で3項目について、市民の皆様から要望を聞いたのですけれども、その市民の要望の根拠という部分。私また金額を聞いて、私たち議会に説明したような説明をされて、その新税が入ることによって市民がこういう将来のまちづくりについてのお話をしたのかと思うのですけれども、その辺の市民の感覚は、ではどうでしたか。

○委員長（斉藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

金額について、最初に仮に述べるとすると、それが制約になって、私どもとしては自由なご意見が出にくい雰囲気になるであろうというふうに考えました。したがって、税率とか金額ということではなくて、20年後のむつ市について皆さんの思いを語っていただきたいということだと思っています。

具体的に、その税率をどうする、金額をどうする、財政需要をどうするということは、まさに我々の仕事であって、市民の皆様から出たご要望をどのような形で具体的に実現していくかは、「この場」を中心に語るべきことであると、私は考えてございます。

○委員長（斉藤孝昭） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 実は自分たちがここに中間貯蔵施設が来るときの当事者でありまして、自分は今むつ市では「下北圏域定住自立圏共生ビジョン」という形の中で、今これを見ましたところ、20年後には人口が今より1万5千人以上減少するということで、当時からそういう想定がされてまして、やっぱりこのリサイクル燃料の新税でもって、自分たちは将来のむつ市をそうじゃないまちにしようという思いから、リサイクル燃料の備蓄基地を作ろうとした経緯がありまして、今さらなんですけれども、この税に関してはやっぱり市民の将来のことを考えて、今、特別委員会ですけれども、いろいろな随時、こういう形

の場所でこれについて検討しているのですけれども、私どもはやっぱりいち早く議会として、この新税を決めて、リサイクルの操業以降に向けて、いち早く決定して、その新税を決めてほしい、という思いでありますけれども、市長はどのような思いでいるのか、お伺いします。

○委員長（斉藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

市民の皆様への私どもの、この「希望のまちづくり市民のつどい」での投げかけは、佐藤先生のファシリテーションの中でやらせていただいたのですけれども、この先の未来というのは明るい未来が待っていると。そのためには何をしたらよいかみんなで考えましょうというのが、今回の「希望のまちづくり市民のつどい」であったというふうに思います。

したがって、先ほど新税の話をしていないのか、というお話が出ましたが、場所によっては出ていたかもしれません。それは出ていなかったかもしれません。それは、市はそういう市民の皆様同士のお話し合いの中に関与してはならないという観点から、それぞれのテーブルにはタッチはしておりません。これは斉藤孝昭委員長も確認していると思います。ただ明るい未来があって、そのためには何をしなければいけないのでしょうかという問いかけは、私は市民の皆様にはすべきだと思いますが、私たち自身が考えなきゃいけないのは、実はすごく暗い見通しがある。その中で具体的に政策として、この財源で何をしなければいけないか、というのを優先順位をつけて考えましょう、というのが、「この場所」の責務であると、私はそう思っています。

そうした中で、その責任の第一は財源にあって、その財源の根幹は今回新しく提案させていただいている新税だというふうに思いますので、ぜひ早期に成立を、皆さんにはお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○委員長（斉藤孝昭） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 市民は今日よりあした、あしたよりあさって、それなりの夢を見ているのです。そういう中では、市で出しているこの将来の「下北圏域定住自立圏共生ビジョン」、これなんかは知っている市民というのはおそらく、なかなかいないと思うのです。そういう中で、このくらい将来、むつ市がこうなるんだよという、逆に暗いものを自分たちは見ているわけですよ。そうさせたくない、おそらく議員の一人一人が市民の幸せのために、こういう質疑を行っているわけでありまして、どうか市長におかれましては政治家として、自分たちも政治家として、その市民の今思っている、今日よりあした、あしたよりあさってがよい暮らしができるように、まちづくりのた

めにいち早く、この新税については議会にかけて、決定していただいて、各機関に対して働いていただいて、一日も早い操業に向けての行動をとってもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

終わります。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。鎌田ちよ子委員。

○委員（鎌田ちよ子） 私は先の委員会で、財政需要について質疑させていただきました。今回「希望のまちづくり市民のつどい」、110名の方のご出席をいただいたということで、この中には子供・子育てに5団体、そして高校生の6の方が参加していますが、教育と子育て支援に関して、先ほど部長からも説明は受けたところでございますが、何か10年後、20年後に対する思いと願いということがありましたらお聞かせください。

○委員長（斉藤孝昭） 企画政策部長。

○企画政策部長（吉田和久） お答えいたします。

個人の意見という中でのお話だと思しますので、まず出産・子育てに関しまして、「人口減少ということですので、産みやすい環境や子育て環境を整える」といった意見がございました。

また、少子化対策につきましては、「第一に少子化問題に取り組まなければならない」、「子供が減少すれば、20年後、収入が減少して何事もできなくなる」。また、教育につきましては、教育は全ての基本であるということで充実してほしいというような意見、多数いただいております。

以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） 鎌田ちよ子委員。

○委員（鎌田ちよ子） 五所川原市では新年度、10月から県内市の部では初めて、給食費無償化を打ち出しました。五所川原市は年間1億5千万円の試算でした。先の定例会で、むつ市の場合は2億6千万円の試算として、質疑の中ではお受けしてました。また、防災食育センターも使用開始に向けて新年度実施設計となります。子供たちのこれからの道筋を私たちはしっかり、この新税の中で、きちんとした計画の中で進めていかなければならないと感じておりますので、ぜひ前向きにしっかり進めていただきたいということをお願いいたします。

以上です。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。以上で新税に関する通告による質疑、本日の報告に対する質疑及びその他の質疑を終わります。

ここで、午前10時50分まで暫時休憩いたします。

午前 10 時 36 分 休憩

午後 10 時 50 分 再開

○委員長（斉藤孝昭） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、3月5日、当委員会に付託されました、議案第26号 むつ市使用済燃料税条例について、付託議案審査を行います。議案第26号 むつ市使用済燃料税条例について、理事者の説明を求めます。企画政策部長。

○企画政策部長（吉田和久） それでは、議案第26号 むつ市使用済燃料税条例について、ご説明いたします。お手元に配布させて頂きました資料2をごらん願います。エフエムアジュールをお聴きの市民の皆さまにおかれましては、市のホームページにて資料を掲載しておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

1 ページ目をお開きください。まず、題名についてであります。題名は、本条例の課税客体が、市内に搬入、そして貯蔵される使用済燃料であり、税目を使用済燃料税とするため、「むつ市使用済燃料税条例」としたものであります。

次に、第1条についてであります。本条は本条例の根拠を地方税法に求めるものであります。なお、使用済燃料税は市の財政需要に広く対応するため、条例で定める税のうち、地方税法第5条第3項の普通税としております。

2 ページ目をお開きください。第2条についてであります。本条は本条例の用語の定義を定めたものであります。本市で実施される使用済燃料の中間貯蔵事業は原子力規制法の適用を受けて、事業許可等を受けて行われるため、本条例の用語も同法の定義によるところとして、その関係を明確にするものであります。

まず、第1号の使用済燃料についてであります。これは実用発電用原子炉その他その運転に伴い、発電用原子炉施設内の貯蔵設備の貯蔵能力を超える使用済燃料が生ずるおそれがある原子炉に係るものに限るとされておりまして、具体的には沸騰水型原子炉などとなっております。次に、第2号の使用済燃料貯蔵施設についてであります。これは使用済燃料貯蔵設備及びその附属施設のことです。次に、第3号の使用済燃料貯蔵事業者についてであります。これは使用済燃料の貯蔵の事業を行うことについて、原子力規制委員会の許可を受けたものであります。次に、第4号の使用済燃料の受入れについてであります。これは文言のとおりであります。使用済燃料の受入れは一定の危険負担が生じるため、課税対象の行為となります。次

に、第5号の使用済燃料の貯蔵についてであります。これは特定の場合を除き、その貯蔵能力が1トン以上の貯蔵設備において行うものであり、受入れと同様、一定の危険負担が生じるため課税対象の行為となります。

5 ページ目をお開きください。第3条についてであります。本条は、使用済燃料税の賦課徴収については、本条例に定めるもののほか、法令またはむつ市税条例に定めるところによることを規定するものであります。むつ市税条例は、地方税法に基づく法定税に係る賦課徴収に関する事項を規定していることから、賦課徴収に係る法定税との共通事項については、むつ市税条例によることとするものであります。

6 ページ目をお開きください。第4条についてであります。本条は、使用済燃料税の納税義務者を使用済燃料貯蔵事業者と定めるもので、本市における使用済燃料貯蔵事業者は、リサイクル燃料貯蔵株式会社となります。

7 ページ目をごらんください。第5条についてであります。本条は、使用済燃料税の課税標準及びその算定期間について定めるものであります。まず、第1項は使用済燃料税の課税標準を定めるものでありまして、使用済燃料の受入れ及び貯蔵の取扱いについて課税することとし、それぞれの課税標準は使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量とするものであります。これは、使用済燃料に含まれる原子核分裂後のウランの重量や、原子核分裂によって新たに発生するプルトニウムの重量を正確に計測することは技術的に困難なことから、公正かつ確実に課税客体を把握するため、原子核分裂をさせる前の燃料集合体に含まれるウランの重量とするものであります。

次に、第2項は貯蔵に係るウランの重量を課税標準の算定期間に属する各月の末日現在における使用済燃料の貯蔵に係る使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量を合計した重量を12で除して得た重量と定めるものであります。これは、貯蔵と納税の均衡を図るための措置であり、特定納税義務者にとっては税負担の平準化が図られ、市にとっては年間を通じて安定した歳入の確保が図られることとなります。とりわけ市にとっては、年度の途中で搬入された使用済燃料にも課税し当該年度の歳入とすることが可能となるため、1年を通じて安定した歳入を得ることが出来ます。実際には、使用済燃料の年間の貯蔵計画があるため、年度当初の予算として計上し、議会に上程することとなります。

次に、第3項は使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る課税標準の算定期間を、1月1日から3月31日まで、4月1日から6月30日まで、7月1日から9月30日まで及び10月1日から12月31日までの各期間と定めるものであります。

これは、先ほど述べました特定納税義務者にとって税負担の平準化が図られることとなるものであり、また、使用済燃料が当初の計画において年4回程度に分けて搬入される予定となっていることを踏まえたもので、適正で公平な課税を行うためのものであります。なお、貯蔵に係る課税標準量のイメージを9ページに掲載しておりますので、後ほどごらんください。

10ページ目をお開きください。第6条についてであります。本条は使用済燃料の税率を定めるもので、使用済燃料の受入れについては使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量1キログラムにつき19,400円、使用済燃料の貯蔵については、使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量1キログラムにつき1,300円としております。これらの税率につきましては、再処理工場への使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る青森県の税率と同額としており、これは、同様の危険負担が生じることや使用済燃料そのものの担税力が同様であることによるものであります。また、この結果として、県内における課税の公平性も担保されることとなります。

11ページ目をごらんください。第7条についてであります。本条は使用済燃料税の徴収について、申告納付の方法とすることを定めるものであります。申告納付の方法とした理由は、使用済燃料の実際の搬入、搬出及び貯蔵といった課税客体については、特定納税義務者がまずは把握しているものとなるため、税額の算定を特定納税義務者が行うことで、正確に税額を把握することができるものであります。

12ページ目をお開きください。第8条についてであります。本条は申告納付の手続について、期限と申告書の内容を定めるものであります。具体的には、算定期間末日の翌日から2か月以内に納付することとし、申告書には使用済燃料税の課税標準、税額等を記載することとしております。なお、その様式は別途規則で定めることとなります。

13ページ目をごらんください。第9条についてであります。本条は納税義務者に対する適正な課税を行うため、申告書の提出期限後の取扱い及び修正申告について定めるものであります。第1項は、提出期限後であっても、市の調査により課税標準又はは税額が決定し、市長から決定の通知があるまでの間は申告書を提出すべきものに対し、申告納付することを認めるもので、第2項につきましては、申告書を提出した後において、申告内容に誤りを確認した場合において課税標準または税額の修正を申告することを認め、また、修正により増額した税額について納付することを定めるものであります。

15ページ目をお開きください。第10条についてであります。本条は使用済燃料税の税額及び使用済燃料税に係る各加算金額について、申告内容から

市が税額または各加算金額を更正または決定した際に、当該納税義務者に対し更正または決定した事項について、法に基づき通知書を交付することを定めるものであります。

17ページ目をお開きください。第11条についてであります。本条は第10条の通知を受けた納税義務者が納付すべき不足税額、当該不足税額に係る延滞金額等について市長が指定する納期限までに納付しなければならないことを定めるものであります。

18ページ目をお開きください。第12条についてであります。本条は使用済燃料税の減免について定めるものであります。地方税法第684条は、法定外普通税の減免についての一般則を定めておりますが、同条に規定するその他特別の事情について本市の考え方を明確にするものであります。

第1号では、天災その他の特別の事情がある場合において必要があると認められるときに減免を受けられることとしており、天災には、地震、台風、雷、洪水、津波、竜巻等が含まれ、その他の特別な事情としては、事変、事故等を想定しております。

第2号では、使用済燃料貯蔵事業者の経営の状況からみて、過重な負担であると認められるときに減免を受けられることとしており、これは、中間貯蔵事業が我が国初の事業であることに鑑み、特定納税義務者となる中間貯蔵事業者が安定的な経営のもとで事業を進捗させることが必要であるため、設けることとしたものであります。具体的には、中間貯蔵事業者の申請に応じて、減免をする必要があると市が認め、決定した場合にのみ減免の内容について定めのある本条例の特例条例を、むつ市議会の議決を経て制定することで、減免が行われることとなります。

20ページ目をお開きください。第13条についてであります。本条は申告書の様式等、条例の施行に関し必要な事項を規則で定めることを規定するものであります。

21ページ目をごらんください。附則についてであります。第1項は本条例の施行期日を規則で定め、その日から条例が施行されることを規定するものであります。なお、本条例は使用済燃料が搬入される日以前に施行する予定であります。地方税法第669条第1項の規定により、法定外普通税の新設または変更をしようとする場合には、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならないとされており、総務省自治税務局長通知により、その同意に係る標準処理期間がおおむね3月とされていることから、総務大臣の同意を得た日以後において、本条例の施行期日を定める規則を制定し、本条例を施行するものであります。

次に、第2項は本条例の規定内容について、5年ごとに検討し見直すことを定めるものであります。社会経済情勢、財政需要等は、時間の経過とともに変化するものであることから、一定の期間を経過した後に改めて現状に即した形で、条例の規定内容について検討する必要がある、その期間として5年が適当であると判断したものであります。なお、同様の税を課税している他自治体も課税期間を5年としております。

むつ市使用済燃料税条例の説明は以上でございます。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（斉藤孝昭） これより質疑に入ります。

初めに、事前文書通告による質疑を行います。浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） これまでの経緯を踏まえまして、確認の意味で3点の質疑をさせていただきます。

1点目として、今日現在のところ、むつ市議会が行った書面での新税に関する意見聴取に対し、RFS社側からどのような回答が提示されるか定かではありません。何もない、または回答が否定的であったとしても、むつ市としては2回にわたるこの特別委員会での委員及び市長並びに理事者等発言に集約されるとおり、地方税法上、事業者の同意あるなしに関わらず条例は制定できることから、速やかに総務省との協議に入るべきであると、それがまず1点目です。

2点目、県との二重課税を懸念する向きについては、市長が繰り返し発言しているように、その問題はあくまでも県が考えることであって、先に課税自主権を主張したむつ市が憂慮すべきことではない。

3点目、これも多くの委員の皆さんが発言しているように、中間貯蔵施設誘致に際しては、地域住民や地元経済発展の起爆剤として大いに期待されたものであります。市財政の長期安定化を図り、広く財政需要を満たすことは、むつ市にとって千載一遇のチャンスであることを銘記すべきであります。これらの考えについて、改めて市長の見解を伺います。

○委員長（斉藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

私のほうからは3点目、市財政の長期安定化を図り、広く財政需要を満たすことは、むつ市にとって千載一遇のチャンスであると銘記すべきであるという点について、お答えさせていただきます。

先日の議論の中で、財源なくして理想の実現はないということ、あるいは今回の新税はあくまでも市民の皆さまの暮らしの向上、まちづくりの夢をかなえるものだというふうな形で表現させていただきました。このことを条例

に規定するかどうかはともかくとして、私の切なる思いとしてはやはり、誰かに、私たち以外の誰かにまちの未来を決めてもらうという時代に幕を閉じたい。そして、自分たちの未来を自分たちで決められるむつ市に自立していく仕組みを作りたい、そういう思いであります。そして「希望のまちづくり市民のつどい」、今日発表させていただきましたが、それぞれの市民の皆さまの思いがかなえられる、そういうむつ市にしたいと。その取組がこの新税であります。これを国策を担うことで実現するというのは非常に逆説的な感じもいたしますけれども、ただ、施設をこれから担っていく50年という期間があります。この50年でむつ市がしっかりと成長して、このことを実現すると。こういうことだと考えております。

そうした観点から、今回の事業については歴史的な大事業だというふうに思っています。どうかこの60年にわたるむつ市政最大の挑戦を、浅利委員初め委員の皆さまにご協力をいただき、早期に実現するように改めてお願い申し上げます。

私からは以上です。

○委員長（斉藤孝昭） 鎌田副市長。

○副市長（鎌田光治） 2点目の県との二重課税を懸念する向きにつきましては、市として憂慮はしておらず、ここまで市議会で議論が進んでいる状況から、仮に今後、青森県が課税表明したとしても、二重課税の問題は専ら県が取り組む課題になるものと認識しております。

○委員長（斉藤孝昭） 財務部税務調整監。

○財務部税務調整監政策推進監（樋山政之） 私からはご質問の1点目の地方税法上、事業者の同意あるなしに条例は制定できることから、速やかに総務省との協議に入るべきである、についてお答えいたします。

当市といたしましては、総務大臣同意要件として特定納税義務者にとって著しく過重な負担とならないことが求められており、その点について、R F S社に対し、税率検討案や財政需要の根拠について丁寧に説明し、協議を進めてきたという状況にあります。本条例には減免条項を定めており、この過重負担についての同意要件を満たす内容となっていることから、議会において可決いただき成立した際には、事業者からの過重負担の申請がなければ、速やかに総務省協議を行いたいと考えております。

○委員長（斉藤孝昭） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） ありがとうございます。要望として、自治体に対する各種交付金等は原子力行政に限らず、防衛行政等、国策に協力することで、何らかのリスクを負う自治体や地域住民に対する当然の補償、見返りである、

新税もまたしかりであると思います。元総務大臣であった日本郵政増田社長は、課税自主権の行使は地方分権、地方創生の流れの中で地方自治の根幹をなすものと発言され、また北海道大学の米田教授も基礎的自治体として取り組むべき施策を県の動向とは関係なく実施していくことが基礎的自治体の自立につながる、と発言されています。正義は我にありであります。これからまだまだ多くの障害が予想されるが、信念をもって課税自主権の行使に邁進していただきたいと強く要望して終わります。

○委員長（斉藤孝昭） これで浅利竹二郎委員の質疑を終わります。

次に、佐藤武委員。

○委員（佐藤武） 先ほどの説明の中でも触れられてはいましたが、第12条の減免措置の取扱は、市にとっても事業者にとっても大変重要なことだと思っています。いろいろな規定の仕方があると思うのですが、もう少しその特例条例で定めることに至った経緯と、その理由についてお伺いしたいと思います。

○委員長（斉藤孝昭） 財務部税務調整監。

○財務部税務調整監政策推進監（樋山政之） お答えいたします。第12条の減免措置について、特例条例で定めることにした経緯と理由ということについてでございます。

基本的な考えといたしまして、特例条例につきましては制定することが前提ではございません。あくまで事業者から申請があった際に必要に応じて議会に提案させていただくものであります。減免条項は市における中間貯蔵事業が我が国初の事業であることに鑑み、特定納税義務者となる中間貯蔵事業者が安定的な経営の下で事業を進捗させる必要があるため、設けたものでございます。減免措置につきましては、基本的に予定しておらず、あくまで天災やその他特別の事情、また経営状況から見て過重な負担と認められる場合に限定される特例的な措置でありますことから、基本条例であります本条例ではなく、特例条例として別に定めることとしたものでありますのでご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（斉藤孝昭） 佐藤武委員。

○委員（佐藤武） いきさつについて詳しくご説明いただきましてありがとうございます。一つだけ、確認だけなんですけれども、特例条例は前提ではないということで、事業者から申請があった場合にこれをどうするかということを考えるというふうな今のところは考えていると。だからこの前、私が本会議で、いつなんですかと質疑した時に、時期はわからないということが大体わかりましたが、これで間違いはないのか一応確認したいと思います。

- 委員長（斉藤孝昭） 財務部税務調整監。
- 財務部税務調整監政策推進監（樋山政之） そのとおりでございます。
- 委員長（斉藤孝昭） 佐藤武委員。
- 委員（佐藤 武） もう一つなのですが、条例の施行日を条例に定めず規則に委任した理由を伺いたと思います。これは条例に定める場合もあるし、規則に委任する場合もあることは知っているのですが、規則に委任したことが一つ。もう一つはどの時期、どのタイミングで施行するのか。先ほど課税客体がない状態でも条例は施行するというお話がありました。これも含めて前にいただいた資料では2021年の上期だったと思うのですが、これだと漠然としていてよく分からない。大体これからのいろんな行程がありますが、どのタイミングを考えているのか教えていただきたいと思います。
- 委員長（斉藤孝昭） 財務部税務調整監。
- 財務部税務調整監政策推進監（樋山政之） 条例の施行日を定めずに規則に委任した理由、またどの時期、タイミングでの施行を考えているかということについてお答えいたします。

地方税法第669条第1項の規定により、法定外普通税の新設または変更をしようとする場合には、あらかじめ総務大臣に協議しその同意を得なければならないとされており、総務省自治税務局長通知により、その同意に係る標準処理期間がおおむね3月とされていることから、総務大臣の同意を得た日以後において本条例の施行期日を定める規則を制定し、条例を施行することとしたものでございます。なお、本条例は使用済燃料が搬入される日以前に施行することを考えております。

以上です。

- 委員長（斉藤孝昭） 佐藤武委員。
- 委員（佐藤 武） 今の答弁で大体分かりましたので、これで私の質疑を終わりたいと思います。
- 委員長（斉藤孝昭） これで佐藤武委員の質疑を終わります。

次に、大瀧次男委員。

- 委員（大瀧次男） 浅利竹二郎委員、佐藤武委員と重複する部分がありますが、2点ほどお伺いをいたします。

1点目は今日現在、リサイクル燃料貯蔵株式会社との協議の状況はどうなっているのか、できれば協議内容を詳細にお伺いいたしたいと思います。

2点目は、今回上程した条例案は基本条例であると認識しております。したがって、本条例の第12条に規定する特例条例については、経営状況に応じて、税率が著しい過重負担になると特定納税義務者からの申出を受けてから

検討することになると理解してよいのか、お伺いをいたします。

以上2点です。

○委員長（斉藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

私の方からは第12条の件についてお答えさせていただきます。先ほど来、
でていますが、少し観点を变えてお答えさせていただきます。

中間貯蔵施設につきましては、かつて市を二分するといってもいい争点がある中で、結果として我が市として誘致を決定し、立地協定を結んだ歴史的な事実がございます。これをまず重く受け止めるというのが今回の条例案の根底、基本にあることだと私は思っています。

この特例条例につきましては、この中間貯蔵施設そのもの、事業そのものが我が国最初の事業ということであります。そうした観点からは誘致した私どもには責任がございますので、この特定納税義務者たる中間貯蔵事業者が安定的な経営を担保することも私たちは考えていかなければいけないというふうに考えています。特に第2号の特例措置でありますけれども、経営の状況からみて過重な負担であると認められるときにつきましては、事業者からの申出を受け、その経営状況に照らし、私どもとしてやはりこれは減免が必要であろうというふうな判断、決定をした、これを認めたというふうに条例の中では書いてございますけれども、その時において、特例条例の検討を始めるということと考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（斉藤孝昭） 財務部税務調整監。

○財務部税務調整監政策推進監（樋山政之） リサイクル燃料貯蔵株式会社との協議の状況はどうなっているのかについてお答えいたします。

昨年10月31日、リサイクル燃料貯蔵株式会社に対し、プロジェクトチームの税率検討案をお伝えしたところであり、その後、本年2月19日までの間、8回に渡り税率案等、詳細について丁寧な説明に努めてきたところでございます。新税創設に向けたスケジュールについても、協議の中で明確に伝えており、今後条例案に関する説明を尽くし理解を求めていくことで、リサイクル燃料貯蔵株式会社がしっかりと対応してくれるものと確信しております。

以上です。

○委員長（斉藤孝昭） 大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） 今までの協議状況から見て、これからはしっかりと協議をしていくということではよろしいでしょうか。それと、第12条の第2号、特例条例についてですが、「事業者の経営状況からみて過重な負担であると認められるとき」とありますけれども、この申出は事業開始後に受けるのかど

うか。

3点目は浅利竹二郎委員の質疑にもありましたけれども、この条例案が成立すれば、我々むつ市がこの税の課税主体になることが明確になり、確定することになると理解しています。仮に前向きな回答を得られなくても、成立さえすれば例えば県なども容易に課税できなくなると考えてよいのか、先ほど答弁いただきましたが再度お願いいたします。

以上3点でございます。

- 委員長（齊藤孝昭） 鎌田副市長。
- 副市長（鎌田光治） お尋ねにお答えいたします。

まず、協議については今後も続けてまいりたいというふうに考えております。県の課税につきましても、本条例は自治体に認められた課税自主権の正当な行為がもたらす利益であると認識しております。仮に本条例の可決後、青森県がリサイクル燃料貯蔵施設における使用済燃料に対し、新たに課税するのであれば、以後生ずる二重課税に付随する過重負担の問題につきましても、青森県において解決すべき事項となるものと認識しております。

- 委員長（齊藤孝昭） 企画政策部長。
- 企画政策部長（吉田和久） 副市長の答弁に補足させていただきます。

2点目の協議の時期はいつかということですが、基本的には事業開始前に協議をしていただくということになります。また、事業開始した後においても経営状況に照らして事業者から申出があった場合は、当然に協議に応じるということですが。

以上でございます。

- 委員長（齊藤孝昭） 大瀧次男委員。
- 委員（大瀧次男） 今後しっかりと協議を続けていただければと、このように思います。事業者からの意見がどのような内容になるかということは見当がつきませんが、できれば事業者には地域の安全、防災、そして地域振興、また、地域と共生していくためにもそういう立場での回答を期待いたしております。

昨年10月の消費税の増税、そして今年に入り現在も続いております、新型コロナウイルス感染症による全ての行事の自粛ムードで地域の経済は極端に落ち込んでおります。中には事業の廃業、縮小まで追い込まれている事業者もいると聞いております。このような状況の中で我々議会は、市民から負託を受けた代表として、常に市民生活の向上のためにその使命と責任を果たさなければなりません。

2月22日に開催された「希望のまちづくり市民のつどい」は多くの皆さん

から、特に青少年からは将来のむつ市の展望が熱く語られております。そのためにも、この新税は地域に夢と希望と元気を与え、むつ市の将来を左右する重要な条例であるところのように確信をしております。しっかりとこの特別委員会で審査し、速やかに議決しなければならないと考えております。

最後に市長の決意を一つお願いを申し上げます。

○委員長（齊藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 今の大瀧次男委員としての発言であると同時に、議長としての発言は非常に重いと私は思っております。やはり地方自治というのは市長部局そして議会の車の両輪というか、二元代表制で成り立っている。そういうことに意味のある政治体制なのだということを改めて今の発言で感じさせていただきました。

これからも協力をお願いしながらこの課題について前進させていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（齊藤孝昭） 以上で事前文書通告による質疑を終わります。

次に、その他質疑ありませんか。佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 1、2点質疑させていただきます。

昨日の新聞各紙の報道によりますと、9日、一昨日に行われた県議会の一般質問でのやりとりの中で、県は中間貯蔵施設も課税対象になる旨の答弁をしたと報道されております。このことは県による実質的な課税表明ではないかと思いますが、このような形で県が課税表明することについて市としてどのように考えるか。また、このことについて市はその意図を県に確認したのか伺います。

○委員長（齊藤孝昭） 鎌田副市長。

○副市長（鎌田光治） 佐々木隆徳委員のお尋ねにお答えをいたします。

市といたしましては、青森県に対してプロジェクトチーム会議の開催の都度、その内容を公文書で報告しており、本条例の上程の際にも公文書で報告をしております。また、課税の意思があるかどうかを確認をしておりますが、これまで県からは回答がない状態であります。ただいま佐々木隆徳委員からご指摘のございましたこのたびの報道、これにつきましても県当局に確認したところ、課税表明ではない、と明確に確認しております。

なお、二重課税の問題はその状況を作り出す主体が考えるべきでございまして、仮に青森県から課税について連絡があれば適切に対応してまいりたいと考えております。また、前市長は先の新税検討過程の中で、二重課税となった場合は訴訟も辞さないという発言をされておられます。現在の検討にお

きましても課税自主権の侵害と考えられる場合には、適切な対応が必要と考えております。

また、一部新聞報道の論調を借りて考えますと、県がこのような形で課税を表明したとすれば、これほど、むつ市、またむつ市議会、そしてもう今やむつ市民を軽視する、姑息な方法もないというふうに思っております。と言いますのも、これまで我々は市長が課税を公に表明し、その流れで市役所内にプロジェクトチームを立ち上げ、有識者として全国的な地方自治のご意見番でもあります増田先生の意見を伺い、そして法的には行政学の世界ではトップを走る北海道大学の米田先生に法政的な論点整理を行っていただいて、その上で先ほどご説明を申し上げました100名を超える市民の皆様の「希望のまちづくり市民のつどい」を実施をいたしまして、またアンケートも実施をしました。そして検討の都度、内容を公表しております。

そうして議会においても、この特別委員会の設置があり、このように議論をいただいているところでございます。先ほど軽視していると申し上げましたが、こういうプロセスを無視して簡単に条例に追加すればできるというふうな言動が見られたということからでございます。そしてまた姑息だと申し上げたのは、場当たりのであるという意味でございます。すなわち課税の表明を地元の県議会議員の一般質問の中でさせておきながら、当方からの確認では課税の表明ではないというふうに言うようなやり方というのは、ちょっと考えられないような対応ではないかというふうに考えております。

私もかつて経済産業省にいた時代にいろんな政策をやりまして、いろんな自治体と付き合ったわけでございますけれども、なかなか県が市に対してこういう方法を取るということは、ちょっと考えられないことかなというふうに思っております。

この際はっきりさせておかなければいけないというのは、中間貯蔵施設を誘致したのはむつ市であって、青森県ではないということでございます。このことは私たちに課税の権利がまずあるということでございます。青森県が今ある青森県核燃料物質等取扱税条例を改正して対象施設に加えて簡単に課税できるとする県の考え方というのは、ちょっと違うのではないかというふうに考えております。

最後となりますけれども、私たちは市長を中心にこれからも正々堂々と透明性をもってこの議論を進めたいと思っておりますので、議員の皆様方におかれましても今後ともご協力をお願いいたしまして、事務局を代表いたしましてお願いを申し上げます。

○委員長（齊藤孝昭） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 今、鎌田副市長が述べられましたので、二重課税の可能性についても少し質疑したいと思いましたが、大瀧次男委員並びに浅利竹二郎委員も質疑しました。先ほどの答弁では県において対応すべきとの答弁でしたので、この件につきましては質疑ありません。

思いも含めて、私は青森県核燃料物質等取扱税に対しましては、立地市町村に対して県はもっと配慮すべきだと。この思いは市長同様、またこの議場におられる議員、私だけじゃないと思います。言葉は適切ではない、かと思いますが、青森県核燃料物質等取扱税に関しましては、危険負担を負っている立地市町村の上前をはねているような印象を私は持っています。先ほど触れられました志半ばで亡くなられました宮下順一郎前市長は二重課税になった場合には、これは鎌田副市長も触れられましたけれども、課税自主権の侵害で訴訟も辞さないとの確たる意思を持っていたと伺っております。

今後、国、県、そして事業者との困難な協議もあるかと思いますが、先ほど市長はむつ市最大の挑戦との思いを述べていただきましたが、市長の決意を改めて伺います。

○委員長（斉藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） いろんな観点から述べさせていただきますが、今、大分長かったですけれども、鎌田副市長が大変いいお話をしまして、私もそのとおりだなというふうに思っています。この問題はどうあっても正々堂々と透明性をもってと。そうして進めなければいけない問題です。これを議会とのやりとりの中で表明したとか、そういうことであっては県もいけないんじゃないかと私は思っています。というのも、もうすでに去年の8月に課税表明してから半年以上経過をして、そしてこうして常にオープンにして議会の皆様にもご審議をいただいているという状況でありますので、私としてはこの後も今日の議論も含め、またこの後の議論を含め、皆様と正々堂々と透明性をもって議論を進める中でこの課税について進めていきたいと考えておりますので、ご理解と賜りたいと存じます。

○委員長（斉藤孝昭） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 私どもといたしましてもできる限り、応援とはいきませんけれども、議会、市長共々、頑張って達成したいと思っておりますので、ぜひ市長並びに事務方に関しましては頑張ってくださいたいと思っております。

終わります。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 私はこの問題、議案第26号については、使用済み核燃料

を受入れ貯蔵するということでは、むつ市の市政にとっては本当に大きな問題だと思っています。リスクがあつての新税であります、その議論はまだ煮詰まっていな思っています。「希望のまちづくり市民のつどい」の中でも進め方についてちょっと疑問を持っている次第でありますけれども、むつ市はこの新税の中で、どこでも大きな柱として安全対策に使っています。むつ市ではどのような防災対策を考えているのでしょうか。

○委員長（斉藤孝昭） 工藤祥子委員に申し上げます。現在の議論は税に関する議論であつて、安全対策及び中間貯蔵施設に関する全体的な議論ではありませんので、発言については十分留意されるようお願い申し上げます、再度工藤祥子委員に発言を求めます。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） はい。議案第26号について、むつ市の市政にとってはリスクを伴う大きな問題だと思っていますので、安全対策についてどう思うのかお聞きいたします。

○委員長（斉藤孝昭） 工藤祥子委員に申し上げます。安全対策については今回の税の中身とはかけ離れていますので、答弁についてはできないものと委員長として判断します。あえて申し上げます、再度論点を整理して発言を求めます。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） それでは、この新税の使い道ということで、「希望のまちづくり市民のつどい」でいろいろ意見が出ましたけれども、使い道の一つとしての安全対策の事業について、市の考えを伺います。

○委員長（斉藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 私どもの理解としてこのような形で答弁をさせていただきます。この条例では税率を設定させていただきましたので、その税率の算定根拠としての財政需要、財政需要としての安全対策という観点から、その内容について担当から答弁させていただきます。

○委員長（斉藤孝昭） 財務課長。

○財務部財務課長（石橋秀治） お答えいたします。

財政需要といたしまして、原子力安全対策事業費として掲げているものがございますけれども、防災行政無線更新事業、避難所及び消防団屯所改修事業、消防団車両購入事業、都市公園災害トイレ更新事業と挙げておりまして、さらに前回の工藤祥子委員の、原子力安全対策事業費が32億3,000万円では少ないのではないかというお尋ねに対してお答えしたことでございますけれども、原子力安全対策事業に分類した事業だけが安全対策に資するものではなく、例えば民生安定化対策事業のうち、初期被曝医療機関に指定されておりますむつ総合病院の老朽化対策事業、広域避難所に指定されておりますし

もきた克雪ドームの改修事業等いずれも原子力安全対策事業に資するものと考えております。

○委員長（斉藤孝昭） 工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 福島第一原子力発電所事故以降、ガイドラインが変更されて防災計画等も変更があったと思いますが、その変更は安全対策の事業にどのように反映されているのでしょうか。

また、オフサイトセンターもまだ県との協議が十分煮詰まっていないようですが、このことは前提とならないのでしょうか。

○委員長（斉藤孝昭） 工藤祥子委員に申し上げます。税に関する意見、または質疑をすることになっています。エネルギー政策または原子力政策全般にわたる議論をする場ではありませんので、ぜひお願いであります。論点を整理して発言をしていただくように、委員長から再三にわたりお願いを申し上げます。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 防災計画の変更がありましたけれども、この変更を受けての防災対策計画、税の使い道で新たな変更ということはないのでしょうか。

○委員長（斉藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 今のお尋ねについても、財政需要ということが今の税率の設定の中であることを前提に、今後安全対策で変更があった場合にその財政需要はどうなるのかというような形での答弁とさせていただきますが、財政需要というのは、まず一般論として、現時点での財政需要を算出しています。ですからこれは、先ほど財務課長が申し上げましたが、それは全てではないのと同時に、当然毎年度ごとに議会での議論を経て予算案として成立させて事業化するものだというふうになっていきます。必要に応じて様々な計画が変更になった際に、事業の入替えがある事は当然のことだと考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（斉藤孝昭） 工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 税率の変更とか、この議案第26号、新税についての条例ということですがけれども、私はまだまだ安全対策を含めて深まっていないのではないかと考えています。市民の意見が「希望のまちづくり市民のつどい」の中では出てこないということは、このことについての理解が市民の中でまだまだ深まっていないのではないかとということで、慎重な審議をこれからも求めていきたいと思っております。

○委員長（斉藤孝昭） そのほか質疑ありませんか。佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） それでは2点ほどお尋ねいたします。

本条例の附則の2には、この条例は5年ごとに見直しが行われると記載さ

れております。また一方で、第12条では減免条項があり、事業者の申請により必要と認められれば新たな条例を施行し、5年を待たずとも見直しができるように書かれております。これらの関係はどのように理解すればよろしいのでしょうか。少し矛盾の規定のようにも見えます。5年ごとの見直し条項は定期的な税率の見直し、減免条項は不定期的な税率の改定という考え方でよろしいのでしょうか。

そしてもう一つ、また5年ごとの見直しについて、今回の創設同様の手続が必要となりますが、有識者会議や市民のつどいなどの対応を改めてするというのでしょうか、お願いいたします。

○委員長（斉藤孝昭） 財務部税務調整監。

○財務部税務調整監政策推進監（樋山政之） お答えいたします。

5年ごとの見直しと減免条項の関係ということでございます。総務省自治税務局長通知によりますと、法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等に鑑み、税源の状況、財政需要、住民の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であることとされており、その観点から5年ごとに定期的に見直しを行うこととしております。一方で5年を経過する前において、例えば東日本大震災のように社会経済情勢に著しい変化があった場合には、その状況等を踏まえ減免することや、特定納税義務者の経営状況に応じて減免の申請があり、必要と認められた場合等には減免条項の規定に基づき、5年より早い時期に改定することもありうるものというふうに考えてございます。

続きまして、2点目の見直しの手続についてお答えいたします。本条例の附則に定める見直しについては、社会情勢や当市の財政需要、納税者の状況等を勘案して行うこととし、それに伴い必要な条例改正を行うものとしております。有識者会議や市民のつどいについても、その都度必要に応じて実施を検討してまいりますのでご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（斉藤孝昭） 佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） 分かりました。先ほど自然災害等々のお話がありましたように、5年という限りではなく、その都度で減免措置は行われると。また5年ごとに、というときに、先ほど言ったような有識者会議、市民のつどい等はその都度できる限り開いていただいて、市民の皆様、そしてまた時勢に合った有識者のご意見等をいただいて、やっていただければと思います。

以上です。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。住吉年広委員。

○委員（住吉年広） 質疑させていただきます。

この条例案は税率をどうするかということが議論する上での重要なポイントと考えます。つまり、条例案の審査もその点が最も重要で、そうした観点からは貯蔵及び受入れについて、それぞれの税率、つまり課税金額の根拠についてどのように考えているかお示してください。また、税を課すときに事業者の了解はそもそも必要なのか。例えば、我が家の固定資産税が高いから払わないということは言えないように、納税者が反対あるいは同意していないからといって課税できないということでもないと考えます。つまり私としては、意見聴取を地方税法によって求められているだけであり、事業者の同意を得ることまで求められていないことと考えておりますが、その見解でよろしいでしょうか、お伺いします。

○委員長（斉藤孝昭） 財務部税務調整監。

○財務部税務調整監政策推進監（樋山政之） 受入れ及び貯蔵、それぞれの税率の根拠についてお答えいたします。

中間貯蔵施設における使用済燃料の取扱いといたしまして、六ヶ所再処理施設と同様に全量再処理を前提とする国策に照らしまして、リサイクル燃料として潜在的な価値を有し、施設の設置により生じる財政需要を補完する資産であると捉えているため、税率は青森県の六ヶ所再処理施設への課税額と同額が望ましく、特定納税義務者にとっても十分に予見可能なものと認識しております。

次に、事業者からの同意についてお答えいたします。まず、法定外新税創設の根拠法であります地方税法上、特定納税義務者の同意は条例制定の効力要件となっておりません。市といたしましては、過重負担とならないかどうかという観点でRFS社に対して税率検討案や財政需要の根拠等について丁寧にご説明し、協議を進めてきたという状況であり、市議会による意見聴取についても同様に、特定納税義務者から同意を得ることは要件とされていないと認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（斉藤孝昭） 住吉年広委員。

○委員（住吉年広） ありがとうございます。以上で終わります。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。村中浩明委員。

○委員（村中浩明） 第12条の減免について、二つほどお尋ねいたします。

この減免に関わる条項につきましては、前回同僚議員の質疑の中で、地方税法第684条における法定外普通税の減免について同条に規定する、その他特別の事情に関わるむつ市の考え方を明確にしたものであるとの説明がありました。そこで減免条項を本条例に設けるのならば、税率については事業者と合意に至ってから、いわゆる特例条例を制定するべきものと考えます。こ

うした観点から、改めて減免条項の主旨について説明願います。

さらにこれまでの説明を受け、私自身ぜひとも新税の創設を実現させるべきと考えております。しかし減免には特定納税義務者の申請が必要であり、過重負担を理由とすることで事業者が税額を決める仕組みになっていないか伺います。

○委員長（斉藤孝昭） 財務部税務調整監。

○財務部税務調整監政策推進監（樋山政之） お答えいたします。減免条項を設定した主旨についてでございます。

地方税法第684条におきまして法定外普通税の減免についての一般則が規定されております。同条に規定するその他特別の事情について、本市の考え方を明確にするためのものがございます。また、本条例の第12条第2号につきましては、中間貯蔵事業が我が国初の事業であることに鑑み、特定納税義務者となる中間貯蔵事業者が安定的な経営のもとで事業を進捗させる必要があるため設けたものがございます。

次に、2点目の減免されるためには特定納税義務者の申請が必要となり、特定納税義務者が税率を決定する仕組みになっていないかというところでございます。税率につきましては、本条例による課税を基本としておりまして、特定納税義務者の申請に応じて減免をする必要があると市が認めた場合にのみ減免の内容について定めのある本条例の特例条例をむつ市議会の議決を経て制定することで減免が行われることとなります。特定納税義務者に過重な負担となっているかどうか、減免の必要性について判断するのはあくまで私たち市側でありまして、また、特例条例の内容については市議会において慎重にご審議されるものと認識しております。従いまして、特定納税義務者が税額を決定するという仕組みではございませんのでご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（斉藤孝昭） 村中浩明委員。

○委員（村中浩明） ありがとうございます。以上です。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。岡崎健吾委員。

○委員（岡崎健吾） 2点ほどお聞きしたいと思います。

1点目は使用済燃料の受入れについてであります。私たちの会派で新税について理解を深めるために、柏崎市、薩摩川内市、伊方町、玄海町の使用済燃料税条例とむつ市の条例案の比較表を作ってみました。その中で、第2条の定義の中で、むつ市の条例案だけが受入れについても課税することになっています。他の4市町では設定されていない受入れについて、なぜむつ市だけが設定したのかお聞きします。

もう1点は、先ほど条例案について詳細に説明があったのですが、逐条解説の中の3ページ、第4号関係の中で一定の危険負担が生ずるため、課税対象の行為になるということでしたが、どのような事態が想定されるのか。この2点についてお聞きしたいと思います。

○委員長（斉藤孝昭） 財務部税務調整監。

○財務部税務調整監政策推進監（樋山政之） お答えいたします。他の4市町が受入れについて課税していない中で、当市が受入れについて課税する理由ということでございます。

市に立地いたします使用済燃料中間貯蔵施設に使用済燃料を受け入れることにつきましては、市に危険負担が生じることとなり、それに伴い発生する財政需要に対応するためのものであります。使用済燃料の担税力といたしまして、全量再処理を前提とする国策に照らしましてリサイクル燃料は潜在的な資産価値を有し、施設の設置により生じる財政需要を補完する資産であると認識しております。なお、すでに課税を実施している他の市、町における使用済燃料は発電所での発電に使用した後、そのまま敷地内貯蔵されるため使用済燃料の受入れという行為がないことから、当市とは状況が異なっておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

危険負担の具体的な内容ということですが、これはリサイクル燃料貯蔵株式会社というよりも中間貯蔵事業に潜在的にあるリスクのことだと認識していただきたいと存じます。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。富岡幸夫委員。

○委員（富岡幸夫） これまでのことを踏まえて、少し確認をさせていただきたいと思います。

ある一般の、よく理解できていない方といいますか、飲み込みの悪いお年寄りがおりまして、私もそうでありますけれども、このたびの課税自主権を盾にむつ市が納税者に課税をしていくということで、県が課税をする意向を一昨日示しているというようなことも報道されておりまして、県、国と争って得があるのか、という素朴な意見があります。これは今日たまたま3月11日、9年目の震災の日であります。あの事故を振り返れば何があるかわからないということがあって、万が一のことがあったときに、この税に関わることで将来どういうふうになっていくのかというような素朴な意見を持っているお年寄りがおりましたので、エフエムアジュールで聴いておるかもわか

りませんので市長から優しくお答えをいただければと思います。

それと県条例について、県の核燃料物質等取扱税のことでありますけれども、我がほうで参考にして、同じ金額で課税をしておるわけですが、県の核燃料物質等取扱税の附則の中に、当面の間1,300円を8,300円に、というようなことをうたっておりまして、これが現在納められているというような状況であります。このことについて、附則でうたうようなことが、現に税収として上がってきているということが、なかなか理解できにくいと私は思うんですね。こういうことがむつ市でもあり得るのか、多分ないと思うんです、上限を決めていますから。ただ何か万が一のこと、というようなことに触れると発生する可能性があるのかなということもちょっと思っております。ぜひ県がどのような意図で、当分の間というようなことでやっておるのか、もし分かっていたらお知らせ願いたいと思います。

それと、二重課税のことでありますけれども、市長は配分の要求についてこれまで何度も県に足を運び、直接パネルを持ち出し、知事に訴えてまいりました。しかし、県はどこ吹く風かと言わんばかりの対応でありますから、それであれば我がむつ市が自らの課税自主権を行使してでも、将来のむつ市を建設したい。当たり前のことでありまして、こういうふうなことの交渉が、この前、市長が副知事との協議を持つというようなことが報道されまして、これらに関わる影響といたしますか、もしそういうスケジュールになった場合、市はどう対応していくのかお答え願いたい。

○委員長（齊藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず1点目ではありますが、今日は3月11日ということで東日本大震災の発災の日、9年前になります。その日というのを振り返るとき、私たちが考えなければいけないのが、助け合いの日というか、絆の日であるということだと思っております。この9年間で、まだまだ十分ではないかもしれませんが、大きく復興を遂げています。その間には県や市、市町村同士という自治体間の助け合い、そして企業と企業の助け合い、人と人の助け合いがあって、その絆が深まって今の復興という状況に至っているとふうに私自身は認識しております。お年寄りに優しくその点を、ということでもありますので、簡単に申し上げますと、私自身は国とも県とも争うということは一切考えてございません。ただ、今回の課税ということに関しては我々の権利を堂々と主張しているということでもあります。そのことに尽きるということだけ申し上げておきたいと思っております。

そして、3点目のところでありますけれども、核燃料物質等取扱税の配分

の問題、これは六ヶ所村、そして東通村からの税収が立地地域に対して十分に配分されていないという問題でありますけれども、この件につきましては、今後副知事との協議の中で総合的に話し合いをさせていただきますが、これは新税とは全く切り離された環境の中で議論を進めていきたいと、このように考えていますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目の県の附則での対応については、事務局から答弁をさせていただきますと思います。

○委員長（齊藤孝昭） 企画政策部長。

○企画政策部長（吉田和久） お答えいたします。

青森県におきましては平成3年度から法定外普通税として核燃料物質等取扱税を創設しております。その中で使用済燃料の貯蔵に係る税率は通常1キログラム当たり1,300円となっております。ですが、平成22年1月から当分の間、1キログラム当たり8,300円に引き上げているところでございます。引き上げの理由につきましては、総務省のホームページの中で青森県からの変更理由が書かれておりまして、読み上げさせていただきますが、「原子燃料サイクル施設の現況において、数時に渡り竣工期日が延長され、そのため使用済燃料の貯蔵プールは平成21年12月末に約2,700トンになると予想され、貯蔵許可量である約3,000トンに近づきつつあり、現行の課税方式では平成22年度以降の税収確保が困難な状況にある。そのため、平成22年度以降の再処理施設に係る税収を安定的に確保するため、平成22年1月から8,300円に引き上げることとしたものである」というような資料がございます。

以上でございます。

○委員長（齊藤孝昭） 富岡幸夫委員。

○委員（富岡幸夫） あまり余計な心配はしたくないなと思うのでありますが、今日は震災の日だということもあって、この先私たちが議論している以上に天災というのはどんな規模で、どういうふうにごどこで起こるか分からないということでもあります。この税条例が万全なものかどうかというふうなこともまだ私は判断できませんけれども、そのような事態が発生しても対応できるようなものに作り上げて、今後も努力していただきたいなと、こういうふうに思っているところであります。

それで最後に、市長がなんとしても成し遂げたい、その意気込みというのは十分、特別委員会のたびに思いを聞かされて、十分分かっているつもりであります。市民にとって幸せな地域を創っていきたい、歴代の市長たちは皆さんそう思ってやってきました。この中間貯蔵施設の誘致については、時の杉山市長が、なんとしても自分がこれまでやってきた最後の国策に殉じたも

のとして成功させたいという思いでもって誘致を図ってきたものだというふうに思っております。先代の宮下順一郎市長もですね、戦ってまでもこのたびのことで将来のむつ市を建設したいという夢を持って市長職に就いたと、こういうふうに私は理解しています。現在は宮下宗一郎市長がこのように議場で提案をして、そして20年後、50年後のむつ市を創りたいとこういう思いで力説までしているという状況であります。

私どもは手続が済み次第、できるだけ早く実現が可能になるように、そして県との調整というものは、あくまでもお互いに歩み寄るのではなくて、お互いを尊重して認めさせると言えば言葉が過ぎるかもしれないですけども、我が地域の自立した思いをなんとしても主張していかなければならないと思います。この根源は国の行政改革であったり、地方制度調査会であったり、国で面倒見切れない部分は地方で自立しろというようなことで力説してきたわけでありますから、なんとしてもその機会は逃してはならない、これが今最も大事なことだと。将来にかけてこの思いをぜひ実行していただきたいなど。我々も早い時期にそのことを進められるように努力して参りたいとこのように思っております。

以上です。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。原田敏匡委員。

○委員（原田敏匡） これまで様々な議員の方から思い、そして市長からも前回までを通じて意見を伺っております、課税自主権に対する大義、これに関しては私も大いに賛同するところであります。

これまでの今日の議論でいくと、特定納税義務者からの同意は必要なくとも条例は通る、というお話でしたけれども、そういった結果が乱発しまして、総務省の方から議会は当該意見に拘束されることはなくても、検討材料として参考にすることになり、その内容を十分に検討した上で慎重に法定外税に関する条例を審議しなければいけない、議決をすることが求められている、という点が挙げられています。この点から1、2点、少し質疑させていただきます。

先ほど大瀧次男委員の質疑ともかぶりますが、これまで特定納税義務者と8回の協議を行ったと伺っております。協議を行っていただいたことに関して、R F S社のコメントが全く我々、新聞紙上からしか見えてこないのです。その8回の協議、市の方で説明した中で、どういった反応が具体的にあったのか。例えば、新聞報道のとおり、今後十分検討する、にとどまったのか。もしくは具体的な、対応可能な税率の提示等があったのかどうか、お伺いします。

○委員長（齊藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まずですね、ちょっと今回のその一連の議論の中で、議員誤解されているかもしれませんので、改めて申し上げますが、条件が整わなくても、これは通るということを、我々が言ったわけではないのです。それを、どういう形で考えていただくかが、皆さんの責務であるということだというふうに、法律ではなっているということの説明をさせていただいています。ですから、ご紹介いただいた総務省の話も、十分我々は承知しておりますので、その点は議会の中で十分ご議論いただきたいというふうに、まず思っています。

そして、特定納税義務者との8回にわたる会議の内容ということについて、この場でどんな話があったか、ということをおし上げることは、相手方がいることですので、これはなかなか難しいということも、ご理解をいただきたいというふうに思いますし、ましてその税率の話で、ではどういう税率がいいとか悪いとかという議論は行われているかどうか、あるいはあったかどうかということについても、協議の過程の中のことについては、これは信頼関係上申し上げられないということは、ご理解をいただきたいというふうに思っています。そこは、透明性を持ちながらと言いつつも、そういう部分があることは承知いただきたいと、私は考えてございます。

以上です。

○委員長（齊藤孝昭） 原田敏匡委員。

○委員（原田敏匡） そうするとですね、先ほどの説明で総務省の、大体3カ月かかるというお話でした。実際に新潟県柏崎市もだいたい4カ月、鹿児島県の旧川内市は2カ月というスパンで同意を得ています。今回むつ市、まだ実際、来年度の上期まで1年以上ある中で、合意に至っていないというお話だったのですけれども、この期間を考えるともう少し、例えばですけれども6月定例会とか、その辺でも間に合うのではないかと、ちょっと単純に思うのですが、今回上程したということは、あくまでそういった協議の中、なかなかお話しできないということだったのですけれども、最終的には合意に至るといふ、ある程度の確証というか、その辺があつて上程に至ったのか、お伺いします。

○委員長（齊藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 8月に我々がこの新税について検討すると言つて以来のスケジュールどおりに進めさせていただいております。したがつてこのスケジュールに基づいて、事業者側でもしっかりと、ある意味我々の案について検討していただけるものというふうに考えた結果、我々として必要な手続

きを全て整えましたので、上程をさせていただいております。これは、事業の開始というものも、事業者の方では公表しておりますし、それとの逆算、あるいは3カ月という標準処理期間がありますけれども、この中間貯蔵施設というのはほかの原子力発電所と違って、これも何かの時に申し上げましたけれども、我が国初めての施設であるということとの関係でいけば、その3カ月という期間が果たしてそれで済むかどうかすら我々にはまだわからない。であれば、早めに提案をさせていただいて、皆さんの審議をしっかりと経た上で、成立していただくことが必要だと考えておりますので、このタイミングで提案をさせていただいてございます。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。

ここで、議案第26号の閉会中の継続審査についてお諮りいたします。3月2日の本会議において確認されたとおり、現在、この条例案については、地方税法第669条第2項の規定に基づき、特定納税義務者に対し、3月16日を提出期限として意見聴取の手続きがとられております。現時点で特定納税義務者から回答が得られていないことから、当委員会における本条例案の審査については、この意見聴取の結果を確認した上で、質疑を継続する必要があると考えます。

したがって、本日の質疑はここで中断し、閉会中の継続審査の手続きをとり、特定納税義務者からの回答があり次第、速やかに委員会を開催の上、審査を継続したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、私から議長に対し、閉会中の継続審査の申出書を提出いたします。この件につきましては、今定例会の最終日に、閉会中の継続審査とすることを議決することになりますので、ご了承願います。

それでは、今後、審査を継続するにあたり、次回の開催日時と質疑の方法の2点について、ここでご協議願いたいと思っております。

まず、次回の開催日時についてであります。特定納税義務者からの意見を確認後、間髪を入れずに質疑を再開する観点から、次回の開催日時を3月18日、午前10時としたいと思っております。

これについて、ご意見のある委員はご発言願います。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） それでは、次回の開催日時を3月18日、午前10時とす

ることにいたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(斉藤孝昭) ご異議なしと認めます。よって、次回の開催日時は、3月18日、午前10時からとすることに決定いたしました。

次に、質疑の方法についてであります。本日までの質疑によって、新税やその条例案について、ほとんどの論点が整理されてきたと思いますので、次回以降の当委員会での質疑の方法については、文書による事前通告によらず、会議規則第116条の規定どおり、議題について自由に質疑し、意見を述べるができることとしたいと思います。

このことについて、ご異議ある委員はご発言願います。

(「なし」の声あり)

- 委員長(斉藤孝昭) それでは、次回の当委員会における質疑の方法については、文書による事前通告によらず、会議規則第116条の規定どおり、議題について自由に質疑し、意見を述べるができることにいたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(斉藤孝昭) ご異議なしと認めます。よって、そのようにいたします。

なお、付託議案審査につきましては、次回以降、質疑が終結し次第、討論、採決を進めることとなりますので、あらかじめ申し上げておきます。

本日の最後に、委員長から皆様に1点、緊急の要望事項をお伝えいたします。4月に市内5カ所で開催予定の、議員と市民との意見交換会において、新税をテーマとして広く意見を集めることとしておりましたが、ご存じのとおり新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、当初の計画どおり意見交換会が開催できるかどうか、不透明な状況となっております。

委員の皆様におかれましては、この意見交換会の開催が困難となる状況も想定の上、日常の議員活動を通じて、できるだけ多くの新税に関する市民意見を迅速に集約し、次回以降の質疑に反映させていただくことをお願い申し上げます。

お諮りいたします。本日の使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会は、これで散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(斉藤孝昭) ご異議なしと認めます。よって、本日の使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会は、これで散会いたします。

お疲れさまでした。

(午後 零時 21分 散会)

上記のとおり相違ありません。

使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会

委員長 齊藤孝昭